

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	40	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）           <p>耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物（※）で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行ったときは、工事完了年度の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1（耐震改修工事費の2.5%を限度）を減額する。</p> <p>※「要緊急安全確認大規模建築物」： 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等</p> <p>・「要安全確認計画記載建築物」： 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</p> </li> <li>・特例措置の内容 適用期限（令和5年3月31日）を3年間延長（令和8年3月31日）する。</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第15条の10、地方税法施行令附則第12条第47項及び第48項、地方税法施行規則附則第7条第13項及び第14項、建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条及び附則第3条第1項		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲589) [平年度] — (▲855)            [改正増減収額] —</p>		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 建築物の耐震改修を促進し、地震発生時における人命・財産の被害の防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、地震による人命・財産の被害の防止のため、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。 既存建築物の耐震化については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）、社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）、国土強靭化年次計画2022（令和4年6月21日国土強靭化推進本部決定）等に基づき、「令和7年までに耐震性が不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消」すべく、規制・予算・税制を総合的に活用し、取組を推進してきたところである。 この結果、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は令和2年度時点では約73%となるとともに、平成30年度時点と比べ、令和2年度では、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率が約87%から約90%に上昇するなど、耐震改修が着実に進展してきたところである。 一方で、要緊急安全確認大規模建築物についても、民間建築物に限れば耐震化率が約67%（令和2年度）に留まっているとともに、要安全確認計画記載建築物も含め、相対的に規模が小さなもののが遅れており、全体として、耐震化率の伸びは目標達成のペースに比べ、想定を下回っている状況にある。 こうした背景には、耐震改修については、多額の費用負担を要することに加え、特に民間建築物においては経営判断を伴うものであるが、足元のコロナ禍により、ホテル・旅館業界における観光客数の激減や、物販業界における営業自粛等の影響により、経営見通しが悪化したことで、耐震改修を見送る事例が見受けられているところである。</p>		

	<p>今後の先行きは不透明であるものの、政府においても社会経済活動の回復に向けた取組を段階的に進めていく方針としていることなど、経営見通しの改善につながる社会経済情勢の変化が見受けられる中、耐震診断期限の到来を迎える要安全確認計画記載建築物が多数存在するなど、耐震改修の本格化が必要とされる局面となっている。</p> <p>こうした中で、耐震改修の早期実施を促すため、予算措置と相まって、耐震改修のインセンティブを引き続き与える必要があるところ、本特例措置については、耐震化目標の達成を図るため、目標年度である令和7年度まで延長することが必要である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	一

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○耐震改修促進法に基づく耐震改修基本方針（令和3年12月21日最終改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、<u>令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。</u></li> </ul> <p>○国土強靭化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、・・・建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。</li> <li>・住宅・建築物の耐震化については、・・・住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置・・・などのあらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進めていく必要がある</li> </ul> <p>○国土強靭化年次計画2022（令和4年6月21日国土強靭化推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物の耐震化を進める。</u></li> <li>・大都市圏において膨大な数の被災者が発生し、<u>避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化・・・を進める</u></li> <li>・住宅・建築物の耐震化については、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する<u>耐震診断の義務付け、耐震診断や耐震改修への重点的支援・・・により促進する。</u></li> </ul> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>近年の災害を踏まえ、盛土の安全確保対策の推進、災害に強い交通ネットワークの構築、豪雪時の道路交通確保対策の強化、建築物の安全性向上、無電柱化等を推進する</u></li> </ul> <p>○防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策及びこれに基づく中長期目標一覧（令和2年12月11日閣議決定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化を推進</u></li> <li>・住宅・建築物の耐震化による地震対策 ※<u>耐震診断義務付け対象建築物の早期の耐震診断・耐震改修を図り、地震による崩壊・倒壊を防止する。</u> <u>耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 現状：74%（令和2年）</u> <u>中長期の目標：耐震性の不足するものをおおむね解消（令和7年）</u></li> </ul> <p>○「社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害については、<u>首都直下地震等の発生時に甚大な被害が想定されることから、密集市街地の改善整備や、住宅・建築物及び公共土木施設等の耐震化が喫緊の課題</u></li> <li>・切迫する<u>地震・津波等による被害の軽減を図るため、引き続き住宅、建築物、公共土木施設等の耐震化を進める</u></li> </ul> <p>(政策評価体系における位置づけ)</p> <p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標35 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率</p>
		<p>政策の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標 令和7年までに、耐震性が不足するものをおおむね解消</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標 令和7年までに、耐震性が不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消</li> </ul>
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率（令和2年度） 要緊急：約90%（要安全含む：約73%）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度：828件 令和6年度：1,155件 令和7年度：1,260件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本特例措置は、予算上の措置と相まって、耐震改修を行った事業者のキャッシュフローの改善、耐震改修に要する費用負担の軽減を図ることにより、政策目標である令和7年までの早期の耐震改修を促す効果を有するものである。</p> <p>具体的には、耐震改修には多額の費用負担を要するところ、耐震改修に向けて資金確保が課題とされている中で、本特例措置は、例えば要緊急安全確認大規模建築物については予算措置と相まって耐震改修に要する事業者の負担を約半減させる効果を持っているところであり、政策目標達成に向けた課題となっている、民間建築物や、要緊急安全確認大規模建築物の中でも相対的に規模が小さなものについて、早期の耐震改修を促す効果的な政策手段と見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	建築物耐震対策緊急促進事業（令和5年度予算概算要求額：国費130億円の内数）
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	耐震改修には多額の費用負担を要するところ、上記予算上の措置は、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものである。一方、本特例措置は、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが可能となるものである。
	要望の措置の妥当性	<p>切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、地震による人命・財産の被害の防止を図るために、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。本特例措置の適用を受ける者は、耐震改修促進法に基づく規制措置によって、耐震診断が義務付けられ、その結果が公表されることとなっているとともに、耐震改修の実施に努めるよう義務付けられているところ、特に、早期の耐震改修を促す必要がある。</p> <p>一方、耐震改修には多額の費用負担を要するため、耐震改修に向けて資金面が課題とされており、コロナ禍による経営見通しの悪化のほか建設工事・資材価格の高騰等、建築物の所有者に帰責性のない事象により、耐震改修が想定よりも遅れている状況にあるため、その資金面の負担軽減を通じて早期の耐震改修を促進する本特例措置は、課題に対して的確かつ妥当な措置と考えられる。</p>

(単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円)

年度	適用件数	減収額
平成 29 年度	269	129
平成 30 年度	344	171
令和元年度	447	169
令和 2 年度	430	126
令和 3 年度	237	70

出典：総務省「固定資産の価格等の概要調書」より

税負担軽減措置等の適用実績  「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>①適用総額の種類：税額      ②適用実績（千円）      ・平成 30 年度：170,562      ・令和 元年度：169,292      ・令和 2 年度：135,040</p>
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	足元では、コロナ禍による経営見通しの悪化等の特殊事情により、令和 3 年度の適用件数が減少したものの、それ以前においては、平成 27 年度から令和元年度にかけて適用実績が着実に伸びているところである。本特例措置は、予算上の措置と相まって、耐震改修を行った事業者のキャッシュフローの改善、耐震改修に要する費用負担の軽減を図ることにより、政策目標である令和 7 年までの早期の耐震改修を促す効果を有するものであり、政策目標の達成に有効な手段と考えられる。
前回要望時の達成目標	<p>・建築物の耐震化目標      令和 7 年を目途に耐震診断義務付け対象建築物のうち耐震性が不十分なものをおおむね解消</p>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和 2 年度時点における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は約 73%となるとともに、平成 30 年度と比べ、令和 2 年度では、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率が約 87%から約 90%に上昇するなど、耐震改修が着実に進展してきたところである。      一方で、要緊急安全確認大規模建築物についても、民間建築物に限れば耐震化率が約 67%（令和 2 年度）に留まっているとともに、要安全確認計画記載建築物も含め、相対的に規模が小さなものの取組が遅れているが、このことは、足元のコロナ禍により、ホテル・旅館業界における観光客数の激減や、物販業界における営業自粛等の影響により、経営見通しが悪化したことなど、建築物の所有者には帰責性のない事象により、耐震改修が見送られているためと考えられる。      今後目標を達成するためには、本特例措置を延長することで、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが必要である。</p>
これまでの要望経緯	平成 26 年度：創設 平成 29 年度：延長 令和 2 年度：延長